

鳥獣保護法の施行状況の検討にあたっての 都道府県アンケート調査結果概要

実施時期：平成25年2～3月

対象：47都道府県

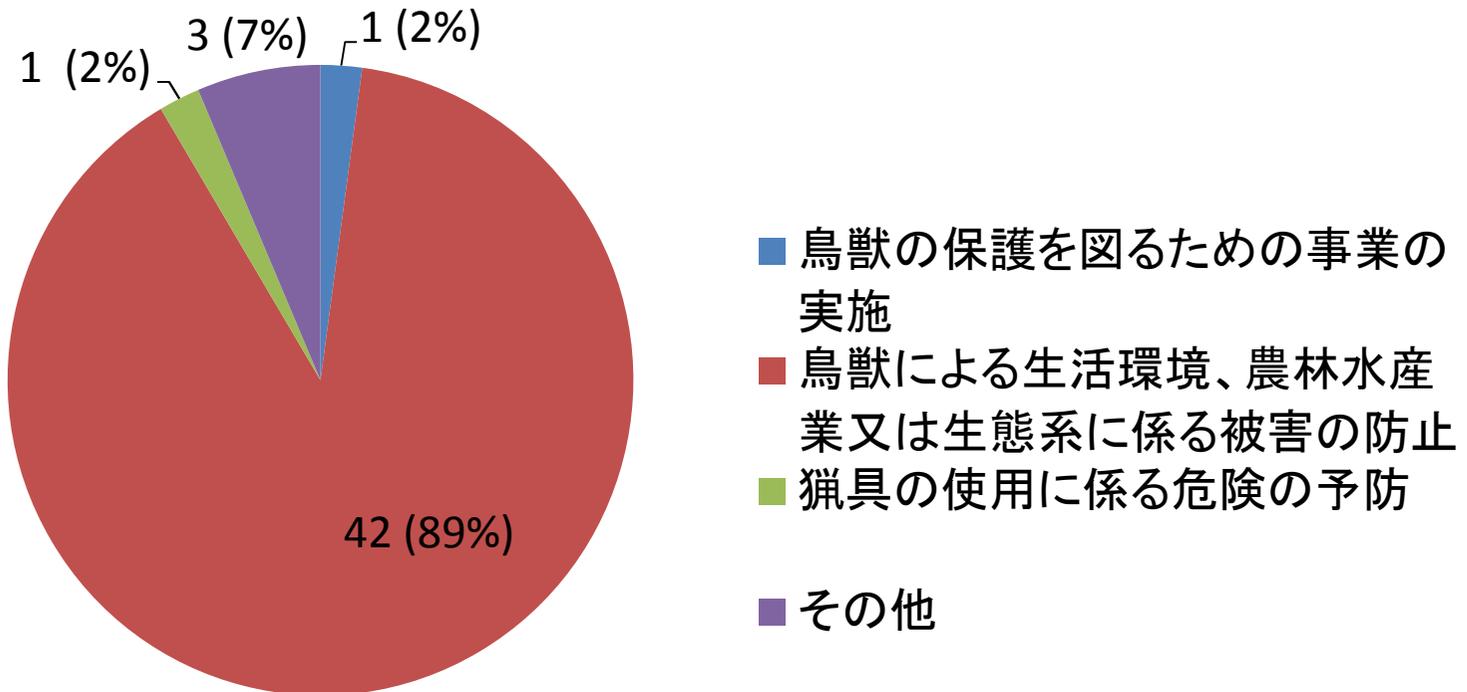
環境省自然環境局鳥獣保護業務室

鳥獣保護管理における課題

42県*が

「**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止**」と回答。

Q1.鳥獣法第1条に規定する目的のうち、もっとも推進すべき事項

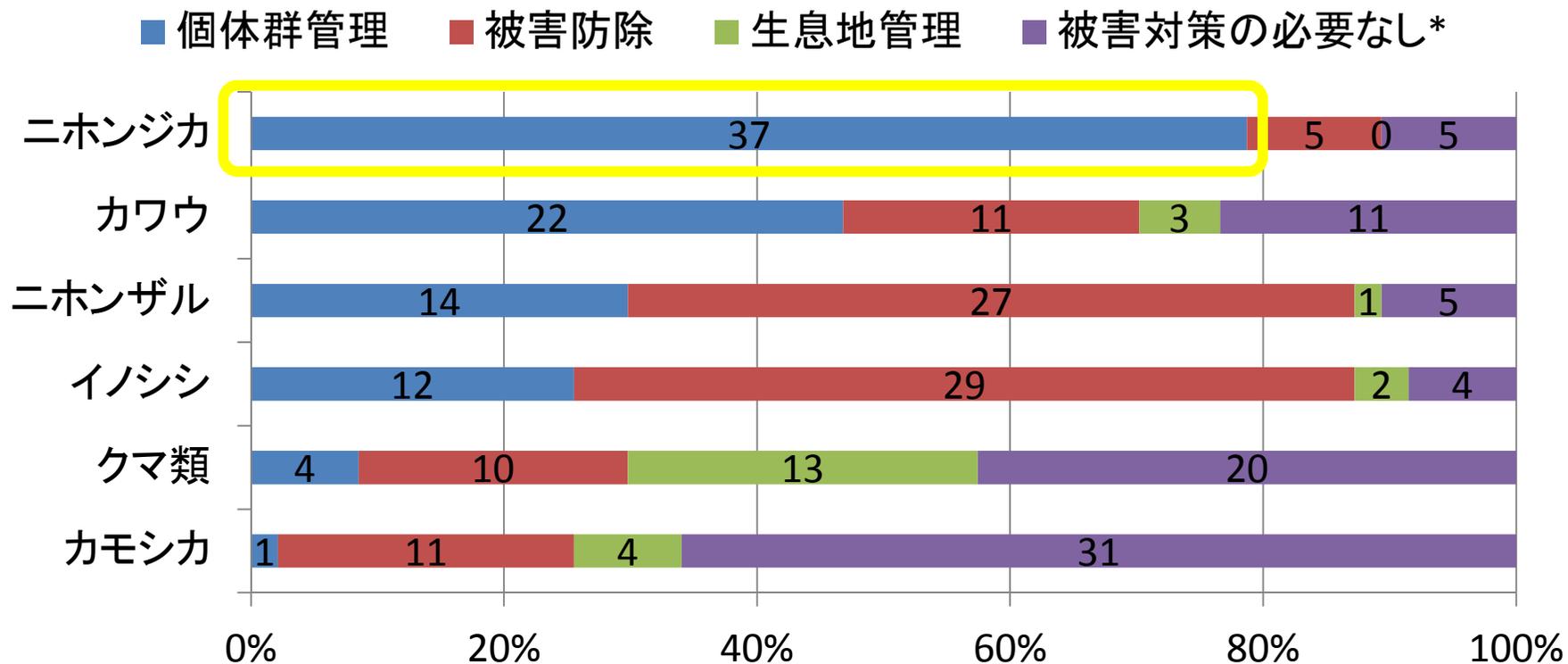


*回答数については、都道府県を含めて「〇県」と標記(以後同様)

今後推進すべき鳥獣被害対策

ニホンジカでは個体群管理(個体数調整や有害獣捕獲等)を挙げる都道府県が非常に多く、カワウも次いで多い。ニホンザル・イノシシは被害防除を挙げる県が多い。

Q2. 今後もっとも推進すべきと考える鳥獣被害対策



*「被害対策の必要なし」には、当該都道府県に生息していない場合を含む

捕獲圧を高めるための対策

Q3.Q2のうち、**ニホンジカ**の捕獲圧を高めるための主要な対策の内容(自由記載)

○ 捕獲圧を高めるための主要な対策

- ・特定計画の策定
- ・規制緩和(狩猟期間、狩猟捕獲頭数、捕獲許可基準等)
- ・鳥獣保護区内の有害捕獲、特例休猟区の設定等
- ・一斉捕獲の実施
- ・経費補助(市町村の捕獲事業への補助金、捕獲報奨金等)
- ・担い手確保対策(狩猟者の育成、農林業者の捕獲への参加、専門的職員配置等)

 **35県(89%)**は、「現状で十分な効果が得られていない」と回答

○ 十分な効果が得られていない理由

- ・生息数の適正化に必要な捕獲圧となっていない(15)
- ・捕獲従事者の減少・高齢化、捕獲体制が不十分(6)
- ・メスジカの捕獲目標を達成できてない(2)
- ・被害を減少させるために効果的な捕獲(加害個体の捕獲)ができていない(1)
- ・繁殖速度・被害状況に応じた科学的な管理捕獲がなされていない(1)

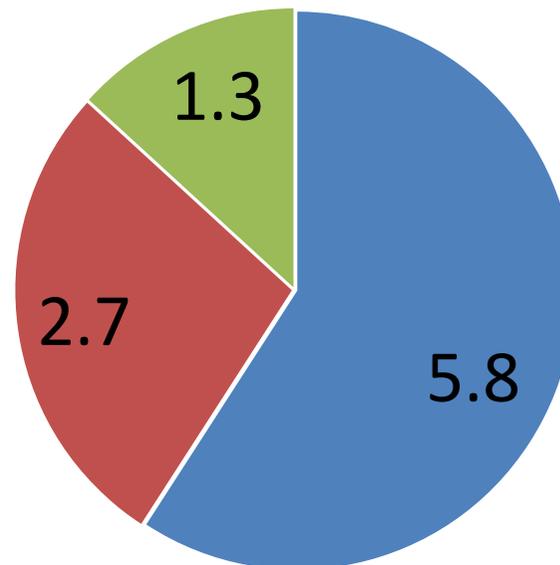
*()内は回答した都道府県数

許可捕獲の対象として重視する地域の割合

都道府県は、許可捕獲(個体数調整又は有害捕獲)の対象地域として、集落地や農地とその周辺における対策を重視。

Q4. 許可捕獲(個体数調整・有害鳥獣捕獲)の対象地域としての重要度
(3地域に合計10ポイントを配分)

■ 集落地・農地・周辺 ■ 中間地域 ■ 自然公園等の奥山



*各都道府県の回答の平均

鳥獣保護法上の規制緩和等の要望

Q5.鳥獣の捕獲圧を高めるための規制緩和等に係る要望(自由記載)

○狩猟制度

狩猟税の見直し(4)／免許有効期間の延長(2)／免許・登録手数料見直し(1)／わな猟免許の取得年齢引き下げ(1)／更新時講習の義務化(免除規定を含む)(1)／狩猟と異なる有害捕獲等のための新たな免許制度の創設(1)／場所・期間・種類を定めた鳥獣保護区内の狩猟実施(1)／法定狩猟期間の拡大(1)／狩猟におけるニホンジカ捕獲数制限撤廃(1)／ニホンザルの狩猟獣化(1)

○狩猟及び捕獲許可に関する規制緩和

特定鳥獣捕獲の届出制(1)

○捕獲個体の放置禁止の緩和

高山地域における緩和等(1)

○銃猟の制限の緩和

日出前又は日没後の銃使用(11)／路上からの使用(2)／

住宅集合地域における使用(止めさしを含む)(1)

* 夜間の銃猟については、安全確保や密猟防止の観点から慎重な検討を求める意見もあり(1)

* ()内は回答した都道府県数

広域保護管理の必要性

地域個体群の行動範囲が県境を越える場合（特にニホンジカ、カワウ、クマ等）、広域保護管理が必要との意見が多数。広域保護管理でしか解決できない課題は、モニタリング、正確な個体数推計、生息環境整備等。

Q6.広域保護管理の必要性、広域保護管理でしか解決できないと考える課題

対象種	必要性	広域保護管理でしか解決できない課題
ニホンジカ	必要:31県 不要:14県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群としての個体数管理 ・県境・高標高域付近における個体数管理（一斉捕獲の実施等） ・モニタリング、正確な個体数推計 ・県境付近の奥山における生息環境の整備
イノシシ	必要:11県 不要:31県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群としての個体数管理 ・県境・高標高付近における個体数管理（一斉捕獲の実施等）
クマ類	必要:26県 不要:9県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群としての個体数の保護管理、防除対策 ・県境を越えた奥地放獣
ニホンザル	必要:20県 不要:21県	<ul style="list-style-type: none"> ・県境をまたぐ群れに対する個体数調整、追い払い、流入対策、情報共有
カモシカ	必要:7県 不要:21県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群としての個体数管理 ・生息状況の確認
カワウ	必要:32県 不要:7県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群としての個体数管理 ・隣接県で連携した一斉捕獲の実施等 ・広域を対象としたモニタリング、正確な個体数推計

関連部局との連携

Q7. 都道府県内で、自然環境部局や被害対策部局など鳥獣保護管理に関連する部局間の連携を図るための工夫や取組

- 庁内横断的に鳥獣保護管理施策を行う室を設置
- 関係部局で構成する会議を設置
- 関係部局が共同で被害防止対策協議会、検討会、研修会等を開催
- 市町村等を対象とした説明会や意見交換会、被害対策会議等には、関連部局全体が出席
- 日頃からの情報共有
- 知事・副知事をトップとする鳥獣被害対策本部を設置

市町村との連携

Q8. 特定計画と「鳥獣被害防止特措法」に基づく市町村の被害防止計画の整合をとるための、市町村との意思疎通や被害対策の連携

→ 34県(72%)が意思疎通や被害対策の連携は十分と回答

【連携のための取り組み・工夫(34県)】

- ・被害防止計画策定時の協議等の際にチェックリストによる整合を確認
- ・特定計画に基づき算定した各市町の捕獲数を被害防止計画の目標として設定
- ・県と市町村の実施区域を明確にし、役割分担、実施時期を調整
- ・特定計画の下部計画として、市町が地域計画を策定(被害防止計画と様式共通)
- ・関係機関による検討会や協議会を開催し、実行状況の議論や情報共有を実施
- ・出先機関による助言や指導

【市町村との連携が十分でない理由(8県)】

- ・市町村が、県の積極的な主導(モニタリングの充実、広域連携構築の主体的役割)や捕獲許可権限の委譲を求めているため
- ・被害金額、捕獲目標、被害対策の実施は市町村の判断に任せているため
- ・鳥獣法と特措法の関係者の現状や目的の認識が異なり、意思疎通に支障。理念・目的と計画に乖離があることから、実行段階で十分な連携ができないため
- ・各市町村の有害鳥獣捕獲や被害防除対策への意識に温度差があるため
- ・市町村の予算の制約もあり、捕獲目標数と特定計画との整合が図られていないため

自由記載（環境省への要望等）

- 生物多様性保全の観点からの「管理」の重要性を踏まえた法律名の見直しや目的の明確化
- 狩猟と公的な個体数調整・有害捕獲の区別
- 特定鳥獣保護管理計画制度の見直し（現行計画は生息数にこだわりすぎ）、計画策定に対する国費の支弁
- 狩猟鳥獣の対象の見直し（キョン等の特定外来生物等）
- 麻酔銃の使用可能場所の緩和
- 新たな免許制度の創設（有害鳥獣捕獲のみの免許等）
- 狩猟免許の有効期間の規定の変更（大量更新年における更新）、「医師の診断書」提出義務の廃止、損害賠償に係る補償制度の体制整備
- ハクビシン、コブハクチョウ等の捕獲許可手続きの簡素化
- 捕獲許可を不要とする行為の規定（傷病鳥獣の捕獲等）
- 市町村の捕獲主体としての役割の明確化
- 捕獲数、捕獲個体情報等の報告義務化
- 国における生息調査の実施
- 効率的な生息状況調査手法や新たな捕獲技術の開発
- 狩猟免許の欠格事由に該当する鳥獣保護法違反に係る刑の執行状況を把握する手続きの法定化

平成18年法改正事項の実施状況について

Q. 特例休猟区(第14条第1項)の活用実績

➡ イノシシ16県、ニホンジカ12県

Q. 入猟者承認制度(第12条第3項)の活用実績

➡ 1県(千葉県)のみ

Q. 据え置き型猟具への設置者の住所氏名等の表示義務付け(第9条第12項)

➡ 33県(7割)が有効と回答(残り14県はどちらともいえない)

鉛弾問題への対応

Q. 現行の指定猟法禁止区域の指定等に加え新たな規制の必要性

➡ 8県が必要と回答。35県は新たな規制は不要・反対との考え。

【必要とする理由】

- ・希少猛禽類の鉛中毒発生の原因として、外部からの鉛弾の持ち込みがあり得るため
- ・全国で鉛弾使用を禁止しなければ、鉛中毒はなくなるため

【不要もしくは反対する理由】

- ・都道府県内で鉛中毒は確認されていない
- ・現行法(指定猟法禁止区域制度、残滓放置規制)で対応可能
- ・鉛弾規制は狩猟者に受け入れられず、捕獲従事者の減少を招きかねないため